

明監報第15号

市民生活局（文化・スポーツ室）定期監査及び行政監査
結果報告のこと

地方自治法第199条第1項及び第4項並びに同条第2項の規定により、みだしの監査を実施したので、その結果を別紙のとおり報告する。

平成29年(2017年)12月27日

明石市監査委員 藤 本 一 彦

同 星 川 啓 明

同 山 崎 雄 史

同 辻 本 達 也

市民生活局（文化・スポーツ室）定期監査の結果について

I 監査の対象

市民生活局

文化・スポーツ室

文化振興課 スポーツ振興課

II 監査の期間

平成29年10月24日から平成29年12月27日まで

III 監査の範囲

平成29年8月末日現在における財務に関する事務

IV 監査の方法

市民生活局（文化・スポーツ室）各課から予算の執行状況、財産の管理状況等について、資料の提出を求め、関係諸帳簿等について調査確認し、必要に応じて関係職員の説明を聴取し、財務会計処理が法令等に基づき適正に行われているか、事務の執行が計画的かつ効率的に行われているかについて監査を実施した。

監査の対象事項としては、以下のとおりである。

- (1) 予算の執行等
- (2) 収入事務
- (3) 支出事務
- (4) 補助金
- (5) 貸付金
- (6) 契約事務
- (7) 財産管理
- (8) その他

V 監査の結果

今回の監査は、財務に関する事務の執行状況を中心に実施したが、おおむね適正に執行されているものと認められた。

しかしながら、次のような事例が見受けられたので、検討のうえ、改善措置を講じられたい。

また、別途改善の検討を指示した事項についても、改善措置を講じられたい。

1 行政財産の使用許可に係る事務について

文化振興課は、明石市立市民会館や明石市立西部市民会館などの行政財産に係る事務を所管している。

今回の定期監査では、行政財産について、使用許可の申請から使用料の徴収に至るまでの事務が適正に行われているかを確認した。その結果、行政財産の使用許可申請書を徴していないもの、使用許可書を交付していないもの、調定が重複しているものなど、事務が適正に行われていない事例が見受けられた。

文化振興課では、年度末に課室の移転があったこと、事務分掌の変更に伴い係の担当事務が変更になったこと、大幅な人事異動があったことなどから、事務が輻輳したことが原因の一つではないかと考えられる。

今後、同様の事例が発生しないよう、事務の引継ぎや相互応援を適切に行うなど、組織として適正な事務の執行に努められたい。

市民生活局（文化・スポーツ室）行政監査の結果について

I 監査のテーマ

「準公金の取扱いについて」

(注) 準公金とは、職員が職務に関連して取り扱う現金等で、明石市財務規則及び地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の会計規則が適用されないものをいう。

II 監査の期間

平成29年10月24日から平成29年12月27日まで

III 監査の範囲

監査事務局の予備監査時点における準公金の取扱いに関する事務

IV 監査の方法

明石市準公金取扱基準に基づいた事務が行われているかについて、市民生活局（文化・スポーツ室）各課の関係書類等を調査確認し、必要に応じて関係職員の説明を聴取する方法により、監査を実施した。

監査の対象事項としては、以下のとおりである。

- (1) 準公金の取扱状況について
- (2) 準公金の取扱金額について
- (3) 準公金の管理状況について
- (4) 準公金の事務処理について
- (5) 今後の取扱いについて

V 監査の結果

市民生活局（文化・スポーツ室）で取り扱っている準公金について、スポーツ振興課1件の監査を実施した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、別途改善の検討を指示した事項については、改善措置を講じられたい。